

道営住宅無線用アンテナ等設置基準

[沿革] 平成2年3月12日住宅第2544号、平成4年12月9日住宅第1268号改正
アマチュア無線用アンテナ等の設置基準を次のとおり定める。

記

- 1 アンテナを設置しようとする者は、必ず事前に無線用アンテナ等設置承認申請書(別紙様式1)2部を道営住宅を管理する支庁(道からの委託により公社及び市町が管理している場合は、公社・市・町)に提出すること。ただし、アンテナの大きさが直径450mm以下の衛星放送用アンテナを、バルコニーの手すりに設置し、又は、住戸内若しくはバルコニー内に据え置き設置する場合はこの限りでない。

支庁長は、当該申請書を受理したときは設置基準に基づく審査及び設置住棟の現状を調査し支障がないと認めるときは、申請者に対して無線用アンテナ等設置承認通知書(別紙様式2)を交付する。

2 アンテナの形状

(無線用アンテナ)

- ① アンテナの高さ4m以下とする。
- ② アンテナの重さ4kg以下とする。
- ③ アンテナの種類グラウンドプレーン式(JARL合格品)とする。(衛星放送用アンテナ)
 - ① アンテナの大きさ直径600mm以下とする。
 - ② アンテナの重さ7.5kg以下とする。
 - ③ アンテナの種類パラボラ式とする。

3 設置方法

低層(平屋・2階建)住宅と申高層(3階建以上)住宅とに区分し次のとおり指定する。

(1) 低層(平屋・2階建)住宅

(無線用アンテナ)

- ① 支柱取付方式とする。
- ② 支柱は自立型とする。
- ③ 支柱の種類はパンザーマスト・KTタワー・コンクリート支柱とする。
- ④ 支柱の高さは地上5m以下とする。
- ⑤ 先端までの高さを8.5m以下とする。
- ⑥ 支柱の設置場所は、設置者の住宅の占有敷地内南庭部分とし建物・附帯施設等に取付けないこととし別図のとおり施工すること。
- ⑦ 配線については換気小窓等より室内に入れるものとする。

(衛星放送用アンテナ)

- ① 支柱取付方式とする。
- ② 支柱は自立型とする。
- ③ 支柱の種類はパンザーマストとする。
- ④ 支柱の高さは地上2m以下とする。
- ⑤ 先端までの高さを2.5m以下とする。
- ⑥ 支柱の設置場所は、設置者の住宅の占有敷地内南庭部分とし建物・附帯施設等に取付けないこととし別図のとおり施工すること。

いこととし別図のとおり施工すること。

- ⑦ バルコニー手すりがある場合で、当該手すりに設置する場合(アンテナの大きさが直径450mm以下のものに限る。)は、アンテナ本体が脱落しないよう強固に設置すること。
- ⑧ 配線については換気小窓等より室内に入れるものとする。

(2) 中高層・(3階建以上)住宅

(無線用アンテナ)

- ① 集合煙突への支持金具取付方式とし別図のとおり施工すること。
- ② 集合煙突のない住棟については個別協議とする。
- ③ アンテナ先端の高さは集合煙突先端より3m以内とする。
- ④ 配線については換気小窓等より室内に入れるものとする。
- ⑤ 建築基準法に基づく避雷設備を設けること。

(衛星放送用アンテナ)

- ① バルコニー内への支持金具取付方式の場合は別図のとおり施工すること。
- ② バルコニーの手すりに設置する場合(アンテナの大きさが直径450mm以下のものに限る。)は、アンテナ本体が脱落しないよう強固に設置すること。
- ③ 据え置き設置方式とする場合は設置者の専用住戸部分又は専用バルコニー内に設置するものとする。
- ④ バルコニー内に設置する場合においては避難上支障がない場所に設置するものとする。

注) 避難上支障がない場所 その住戸から他の階段等への避難経路とならない場所又は、人が通過できるスペースが確保できる場所。

- ⑤ 設置に際し、落下の恐れがないようアンテナ本体は台風等で飛散しないようにすること。
- ⑥ 配線については、換気小窓等より室内に入れるものとする。

4 その他の設置条件

(無線用アンテナ)

- ① 個人で免許を取得したものであること。
- ② 営業を目的とするものでないこと。
- ③ 一世帯一本に限ること。
- ④ 住宅管理上支障がないこと。
- ⑤ 設置者が事前に近隣入居者の同意をえていること。

(衛星放送用アンテナ)

- ① 一世帯一本に限ること。
- ② 住宅管理上支障がないこと。

5 管理と責任

- ① 無線用アンテナ設置者は、無線機の使用にあたり電波法等関係法令等を守ることはもとより電波障害が発生しないよう注意すること。
- ② 設置物が、風圧・荷重その他の原因で逢物及び附帯施設、近隣住宅等に被害を与えないよう施工及び維持管理に十分注意すること。
- ③ 設置しているアンテナが住宅の修繕工事等の支障となる場合は、設置者の費用をもってアンテナを一時撤去すること。

- ④ 設置物に起因し第三者に損害を与えたときは、設置者がその責めを負うものとする。
 - ⑤ 設置物に起因し建物等に損害が発生した場合は、すべて設置者の負担で原状に復旧すること。
 - ⑥ 設置者が退去する場合又は、無線局等を廃止する場合は設置物を直ちに撤去し原状に復旧すること。
- 6 次の場合設置者は、道営住宅管理者の指示に従い設置者の費用により設置物を撤去すること。
- ① この設置基準に違反した設置物があるとき。
 - ② 無線用アンテナ設置者の場合、電波障害の原因となったとき。
 - ③ 建物・附帯施設に損傷をあたえたとき。
 - ④ その他管理上支障があるとき。

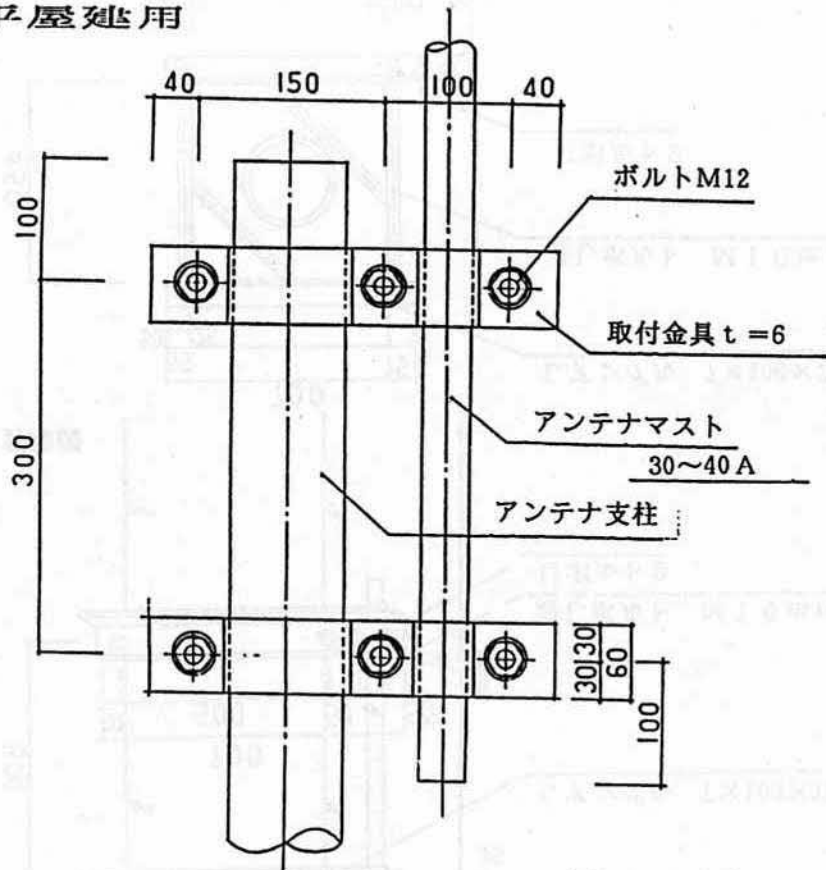
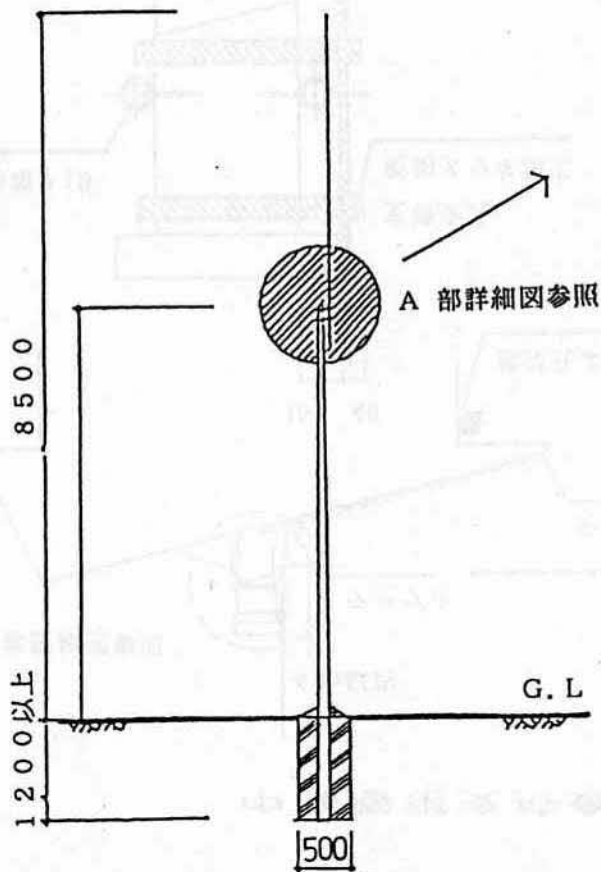
7 報 告

無線用アンテナ等設置承認を受けないで、アンテナの大きさが直径450mm以下の衛星放送用アンテナをバルコニーの手すりに設置した者は、毎年7月中にアンテナ設置の保守点検状況を別紙様式3により、道営住宅を管理する支庁(道からの委託により公社及び市町が管理している場合は、公社・市・町)に提出すること。

アマチュア無線用アンテナ

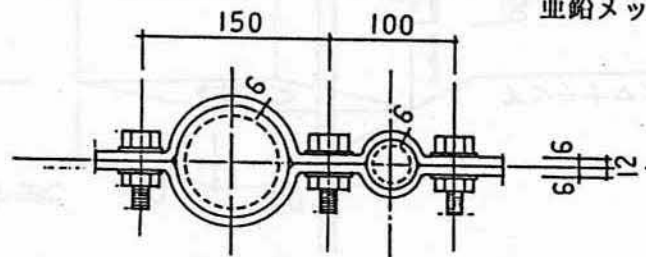
2階建、平屋建用

■コンクリート根巻き

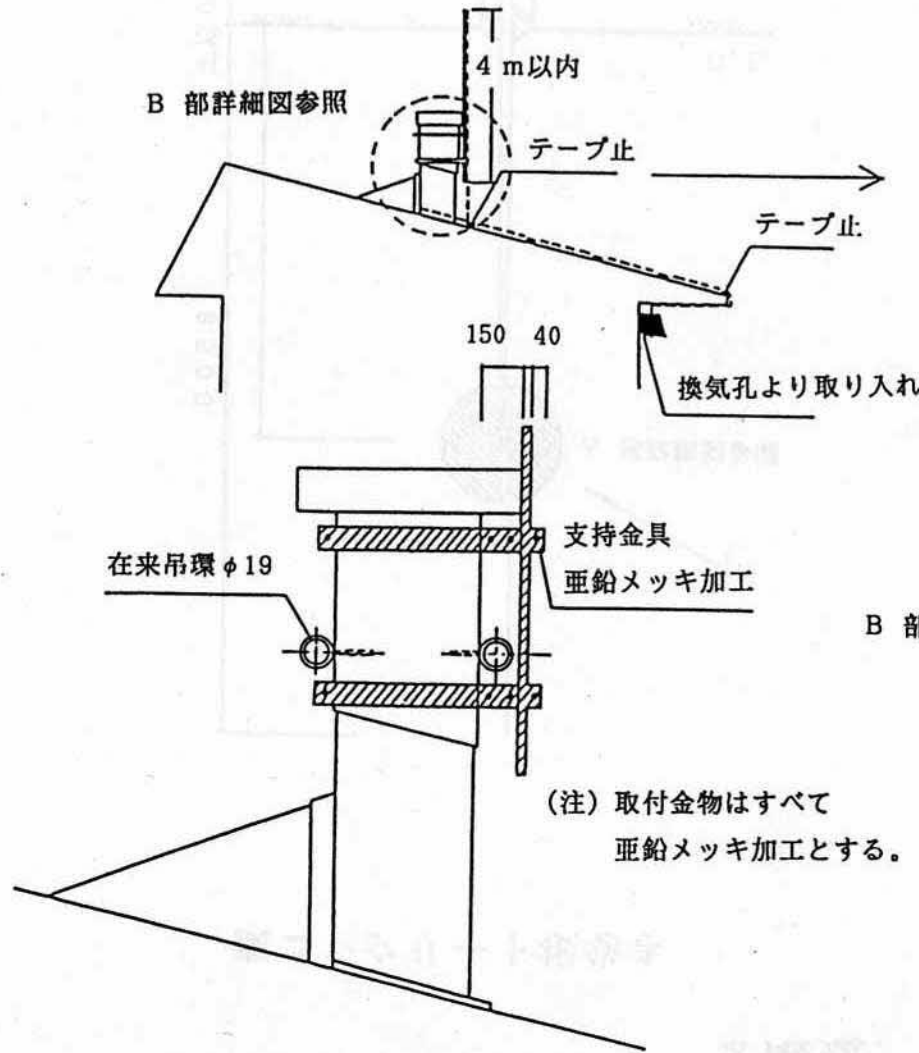


A 部分詳細図

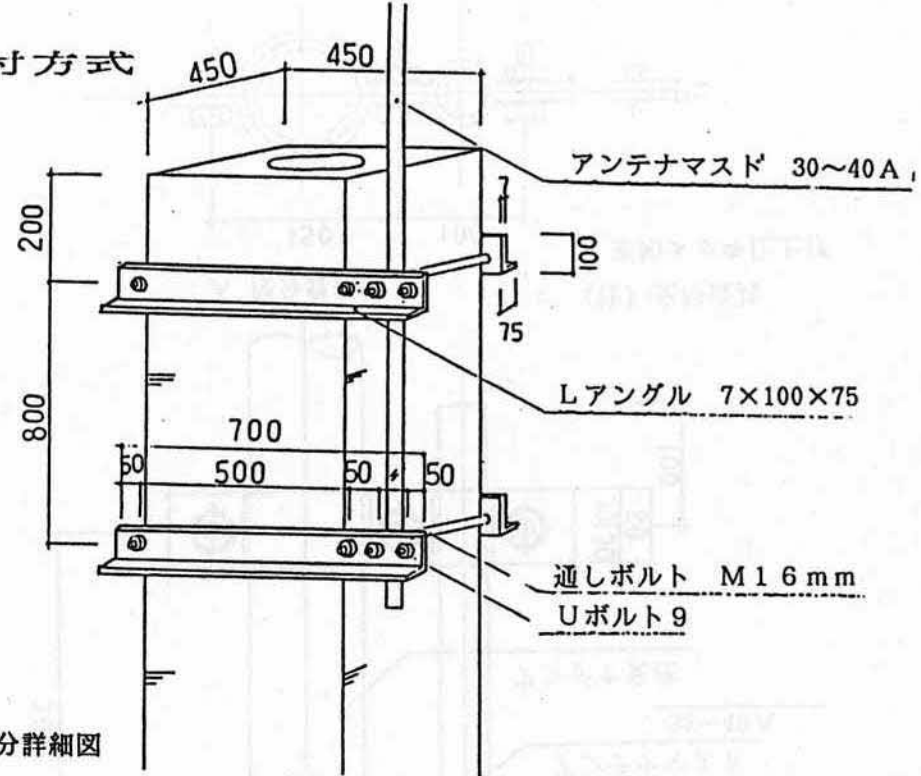
(注) 支持金具
亜鉛メッキ仕上げ



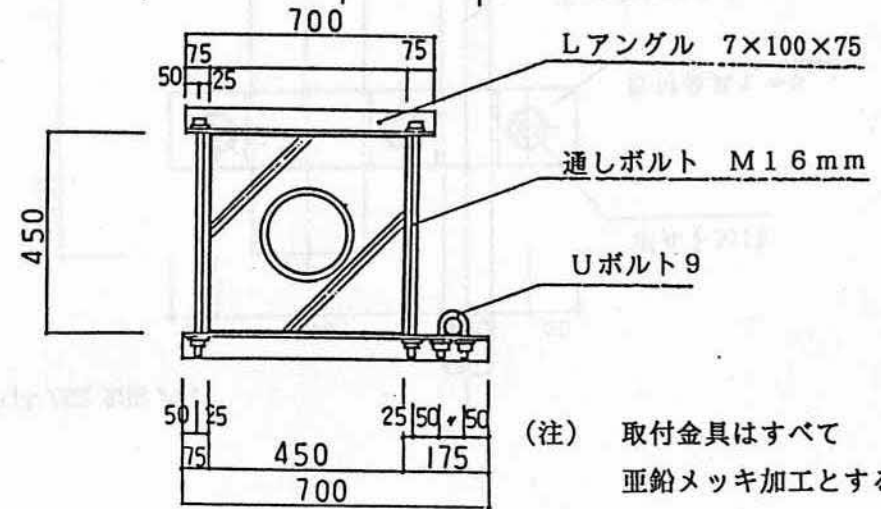
中高層用支持金具取付方式



(注) 取付金物はすべて
亜鉛メッキ加工とする。



B 部分詳細図

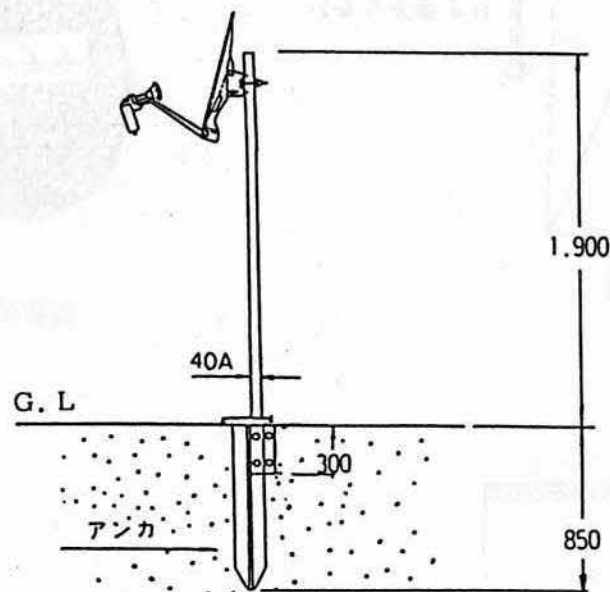


(注) 取付金具はすべて
亜鉛メッキ加工とする。

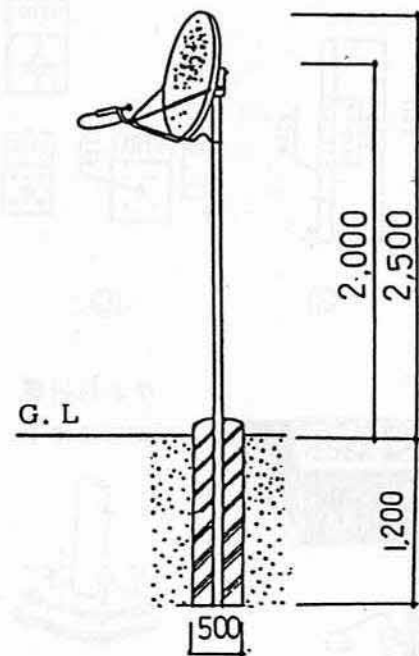
衛星放送用パラボラアンテナ

2階建、平屋建用、

■ポール・アンカ

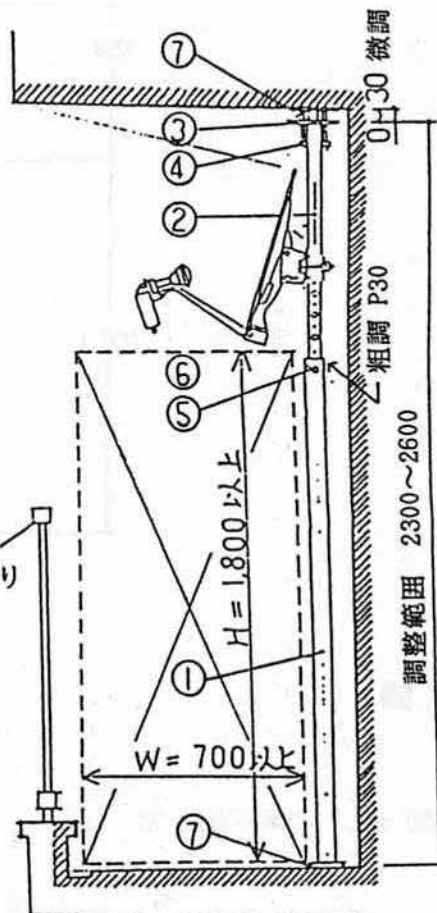


■コンクリート根巻き



中高層建用支持金具取付方式

マスト設置型



ベランダ手すり

1200
H

W=700以上

調整範囲 2300~2600

微調

粗調 P30

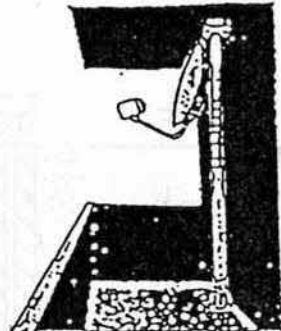
⊗ — 人が通過できるスペース

W = 700以上

H = 1200以上



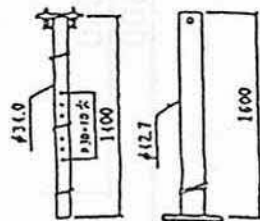
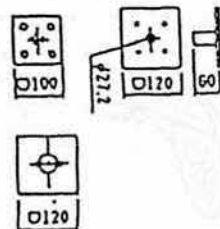
4本を交互に
締付けする



③

②

①



(単位mm)

[構成部品]

NO	部品名	員数
①	本体A	1本
②	本体B	1本
③	本体C	1個
④	六角ボルト(M12)	4個
⑤	六角ボルト(M10)	1個
⑥	六角ナット(M10)	1個
⑦	ゴムマット	2枚

据え置き設置型



アマチュア無線用アンテナ等設置承認申請書

平成 年 月 日

様

申請者	団地名		住宅番号	
	入居者名	印		
	電話	() -		

下記のとおり道営住宅に アマチュア無線 用のアンテナを設置したいので、必要書類を添えて申請します。なお、設置に当たっては、設置基準を守ります。

記

設置目的				設置場所			
アンテナの形状	型式			長さ	M	重さ	Kg
支柱の形状	型式			施工図	裏面のとおり		
添付書類： (1)近隣入居者の同意書 (衛星放送の場合は、 同意書、免許状は不要)				(2)無線局免許状の写し (3)		施工者	電話 () -
	課長	係長	係	係	受付	平成 年 月 日	印
調査					1次調査	平成 年 月 日	適・否
受理					2次調査	平成 年 月 日	適・否
調査意見等				調査者氏名		印	
				承認通知		平成 年 月 日	受領印

立面図

（Faint architectural drawing or text, possibly a title or description of the elevation view.)

取付部詳細図

（Faint text)	（Faint text)	（Faint text)	（Faint text)
（Faint text)	（Faint text)	（Faint text)	（Faint text)

（Faint descriptive text or notes related to the detail drawing.)

（Faint text)	（Faint text)	（Faint text)	（Faint text)	（Faint text)
（Faint text)	（Faint text)	（Faint text)	（Faint text)	（Faint text)

配置図

（Faint descriptive text or notes related to the layout drawing.)

（Faint text)	（Faint text)	（Faint text)	（Faint text)	（Faint text)	（Faint text)	（Faint text)	（Faint text)	（Faint text)	（Faint text)
（Faint text)	（Faint text)	（Faint text)	（Faint text)	（Faint text)	（Faint text)	（Faint text)	（Faint text)	（Faint text)	（Faint text)

設計者
氏名

印

アマチュア無線用アンテナ設置同意書

平成 年 月 日

様

団地 号棟 号

私は、 氏が道営住宅にアマチュア無線用アンテナを設置すること
 について、利害関係に異議がないので、これに同意します。

記

住 所	住 宅 番 号	氏 名	印

承 知	自治会長	印	住宅管理人	印
--------	------	---	-------	---

アマチュア無線用アンテナ等設置承認通知書

第 号
平成 年 月 日

団地 号棟 号

様

印

平成 年 月 日付で申請のありました アマチュア無線 用アンテナの設置について
衛星放送

ついて調査の結果、設置基準に適合していますので、次の条件を付して設置を承認します。

記

- 1 設置に当たっては、別紙の設置基準を厳守すること。
- 2 設置基準第6に基づき、設置物の撤去を指示した場合は、指示に従い設置者の負担で撤去すること。

この通知書は、当該設置物を撤去するまでの間、保管しておくこと。

* この文書には、設置基準及び申請書1部を添付して施行する。

衛星放送用アンテナ保守点検報告書

平成 年 月 日

様

申請者	団地名		住宅番号	
	入居者名	印		
	電話	() -		

私が設置している衛星放送用アンテナについて、次のとおり点検のうえ安全を確認しましたので報告します。

記

取付金具の状況	(良)	(不良)	(今回取替済)
取付場所の状況			
避難上支障ないか	(なし)	(あり)	(今回是正済)
手すりに異常が認められないか	(なし)	(あり)	(支庁の点検を要す)
アンテナ本体の状況	(良)	(不良 [サビが目立つ等])	(今回是正)